広報みしま
お知らせ版 No.411 2015年7月17日発行
町からのお知らせ、募集など各種情報をお届けします。
■編集　三島町役場 総務課
〒969-7511 福島県大沼郡三島町大字宮下字宮下350　☎0241(48)5511
■ホームページ　http://www.town.mishima.fukushima.jp

更新のお知らせ

①後期高齢者医療被保険者証（７５歳以上の方）
②国民健康保険高齢受給者証（７０歳以上７５歳未満の方）

現在お使いの「後期高齢者医療被保険者証（ピンク色）」及び「国民健康保険高齢受給者証（ピンク色）」の有効期限は、７月３１日㊎となっております。各地区集会所及び、個人宅において、下記の日程で更新手続きを行いますので忘れずに更新をお願いします。

◉対象者　①７５歳以上の方全員
（早期認定で、後期高齢者医療被保険者証をお持ちの６５歳以上の方）
②７０歳以上の国民健康保険加入者

◉日　時　7月２４日㊎

地区	時間	場所
高清水・小山	９：００～　９：２０	高清水集会所
滝原	９：３０～　９：５０	滝原林業集会センター
早戸（湯ノ平）	１０：００～１０：１５	佐久間建設事務所
早戸	１０：２０～１０：３５	早戸生活改善センター
桑原	１０：５０～１１：１０	桑原集会所
大登	１４：００～１４：３０	大登生活改善センター
川井	１４：４０～１５：１０	川井集会所
桧原	１５：２０～１５：５０	桧原多目的集会所
滝谷	１６：００～１６：３０	滝谷集会所
大谷（鳥海）	９：１０～　９：２５	五十嵐惠氏宅
大谷（中際・本村）	９：３０～１０：００	大谷活性化センター
浅岐	１０：１０～１０：３０	浅岐集会所
間方	１０：４０～１１：１０	間方集会所
西方	１４：００～１４：５０	西方ふるさとセンター
名入	１５：００～１５：３０	名入集会所
大石田	１５：４０～１６：２０	大石田生活改善センター
宮下・荒屋敷・中平	９：００～１７：００	役場窓口

◉お持ちいただくもの
・現在使用されている**後期高齢者医療被保険者証（ピンク色）**または、現在使用されている**国民健康保険高齢受給者証（ピンク色）**
・印鑑（認印）
※当日都合の悪い方、更新手続きが困難な方、その他わからないことがありましたら、下記までお問い合わせください。

問役場 町民課 ☎（48）5555・5565

三島町放射線測定結果について

検査日：平成２７年６月分

品　名	検査日	地区名	検査結果（ベクレル／kg）		
			ヨウ素131	セシウム134	セシウム137
レタス	6月4日	大谷字南	不検出	不検出	不検出
ふき	6月9日	桧原字居平	不検出	不検出	不検出
パースニップ	6月19日	大谷字南	不検出	不検出	不検出
ワイルドストロベリー		大谷字南	不検出	不検出	不検出
山東菜		大谷字鳥海	不検出	不検出	不検出
キャベツ	6月23日	大谷字鳥海	不検出	不検出	不検出
ルバーブ	6月25日	大谷字南	不検出	不検出	不検出

問役場 町民課 ☎（48）5555　放射能検査室 ☎（52）3511

介護保険制度改正のお知らせ

平成２７年８月サービス利用分より６５歳以上（第１号被保険者）の方で**一定所得以上の方**は介護保険サービスを利用するときの自己負担が２割になります。

【２割負担となる方】
本人の合計所得金額１６０万円以上の方。ただし、年金収入とその合計所得金額の合計が単身で２８０万円未満、６５歳以上の方が２人以上いる世帯で３４６万円未満の方は１割負担のままとなります。

【負担割合証の配布について】
要介護認定を受けた方に対して利用者の負担割合を示す証明書が発行されます。介護サービスを利用するときに必要となります。（年１回発行、有効期限１年間　８月１日～翌年７月３１日）負担割合証は７５歳以上の方は後期高齢者医療保険証の配布の際に併せて配布いたします。７５歳未満の方は郵送いたします。

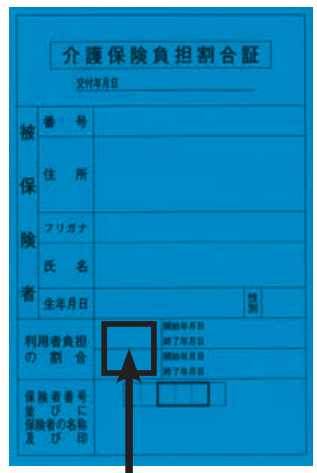

負担割合（１割または２割）が記載されます。

問役場 町民課 ☎（48）5565

不動産取得税の軽減制度について

不動産取得税は、土地や家屋を取得した時に一度だけ納めていただく県の税金です。住宅用の土地を取得してから３年以内に住宅を新築（中古住宅の場合は、１年以内に取得）した場合や、住宅を取得してから１年以内にその住宅用の土地を取得した場合で一定の要件を満たすときは、これらの土地にかかる不動産の取得税を減額する制度があります。

また、災害や公共収用時などにも減免制度があります。

これらの制度は、ご本人の申請により減額、減免するものなので、該当すると思われる方は、詳しい要件及び必要書類について、下記までお問い合わせください。

問県会津地方振興局　不動産取得税チーム　☎0242（29）5254

町営バス定期券8月分検認のお知らせ

実施日
7月29日㊌

町営バス定期券の検認を実施しますので、料金と定期券を持参の上お集まりください。

時　間	地区名	場　所
9：00～9：15	滝　谷	目黒恒子氏宅
9：25～9：35	桧　原	桧原多目的集会所前
9：40～9：55	川　井	森田勝氏宅車庫前
10：00～10：15	大　登	角田一雄氏宅前
10：25～10：35	西　方	西方ふるさとセンター前
10：45～11：00	大石田	大石田生活改善センター前
11：20～11：25	早　戸	早戸生活改善センター前
11：30～11：40	滝　原	板橋貞子氏宅前
11：45～11：50	高清水	高清水集会所前
13：30～13：45	間　方	菅家藤一氏宅
13：55～14：10	浅　岐	若林橋
14：20～14：35	大　谷	大谷活性化センター前
14：40～14：55	鳥　海	五十嵐惠氏宅

問役場 総務課 ☎（48）5511

第 65 回「社会を明るくする運動」三島町推進委員会事業
～早起きは三文の得～
座禅会のお知らせ

「社会を明るくする運動」三島町推進委員会では、７月の強調月間に合わせ、健全な青少年を育成することを目的として、小学生を対象に早朝座禅会を開催します。保護者をはじめ､おじいちゃん、おばあちゃん、その他地域の方々もぜひご参加ください。

◉日　時　**7 月 29 日㈬　午前 6 時～午前 7 時**

◉場　所　**宮下地区「宮昌寺」本堂**
（役場裏駐車場をご利用ください）

◉対象者　どなたでも参加できます

◉**内　容**　座禅、遠藤 弘佳 和尚による説法、ラジオ体操

問役場 町民課 ☎（48）5565

東京電力による損害賠償個別相談会のお知らせ

原子力損害賠償請求において、町内で観光業・商工業・サービス業・農林業などを営む事業者の方を対象に下記内容で個別相談会が実施されます。事前予約がない場合は、相談会を開催いたしませんので、ご注意願います。

日　程	会　場
８月２０日㈭	町民センター　２階
９月１０日㈭	

◉予約先　東京電力㈱会津若松相談センター
☎ 0242(24)0710
※予約受付は土日､祝日を除く開催日の前日午後4時までです。

問東京電力㈱福島補償相談室コールセンター
☎ 0120（926）404（午前９時～午後９時まで）

≪消防署からのお知らせ≫
石油ストーブを処分する際は灯油の処理をしましょう

石油ストーブを処分する際には発火のおそれがあるため、必ずストーブの中の灯油をしっかりと抜き取ってください。

抜き取った灯油や古くなった灯油を捨てる時は、絶対に下水や溝、河川、空地等に流し捨てないで下さい。灯油は水と混じりません。水に浮きます。火が着いて火事になる恐れがあります。また、水の中に生息する生態系にも影響するので、水の中に流すことはしないで下さい。

[灯油の処分方法１　ガソリンスタンドで処分]

・余った灯油の捨て方で最も安全で確実な処分方法は、ガソリンスタンドで処分する方法です。お近くのガソリンスタンドに問い合わせてみて、処分できるかどうかを確認してください。

[灯油の処分方法２　ストーブなどを空焚きして完全になくす]

・ストーブの取扱説明書などを確認しながら、燃焼させ完全に灯油を使いきってください。

花火・火遊び防止のために

★花火で安全に遊ぶポイント★
①気象条件を考え、風の強いときは花火をしない。
②燃えやすいものがなく、広くて安全な場所を選ぶ。
③子どもだけでなく大人と一緒に遊ぶ。
④説明書をよく読み、注意事項を必ず守る。
⑤水バケツを用意し、遊び終わった花火は必ず水につける。

★子どもの火遊び防止のために★
①子どもだけを残して外出しない。
②ライターやマッチを子どもの手の届くところに置かない。
③子どもだけで火を取り扱わせない。
④火遊びをしているのを見かけたら注意する。
⑤火災の恐ろしさ・火の取扱方法についてきちんと教育する。

熱中症に注意しましょう

熱中症の予防には「水分補給」と「暑さを避けること」が大切です

・こまめに水分を取りましょう。
・日中の暑い時間帯に外出するのを控えましょう。
・室内ではエアコンや扇風機を活用しましょう。
・屋外では帽子をかぶり直射日光を避けましょう。

※熱中症予防は個人での予防が大切ですが、周囲の人の気配りも予防につながります。

もし熱中症になった場合は、すぐ 119 番へ通報を！

問会津坂下消防署 三島出張所 ☎（52）3032

第２回ウォーキング教室のお知らせ

ウォーキングを通して正しい歩き方を学び、交流・健康・体力増進を図るためにウォーキング教室を開催いたします。前回は歩く基本を学び、今回は屋外でのウォーキングとなります。ご家族・お友達をお誘いあわせのうえ、ご参加ください。

◉日　時　**７月２２日㈬ 午後７時～**

◉場　所　**町民運動場（雨天時は三島中学校体育館）**

◉内　容　エクササイズウォーキング

◉講　師　㈳日本ウォーキング協会ウォーキング指導員
角田 陽市 さん(大登)

◉準備品　運動しやすい服装・運動靴・タオル・飲料水

◉参加料　無　料

◉その他　町民運動場に直接いけない方は事前に事務局へご連絡ください。

問公民館 ☎（48）5599

全国一斉「高齢者・障害者の人権あんしん相談」強化週間の実施について

法務省人権擁護局と全国人権擁護委員連合会は、９月７日㈪から９月１３日㈰までの７日間、全国一斉「高齢者・障害者の人権あんしん相談」強化週間として、身体的・心理的虐待や差別、いやがらせなど高齢者・障害者の抱える人権問題について、電話相談を実施します。相談は、人権擁護委員及び法務局職員が応じます。秘密は守られます。お気軽にご相談ください。なお、強化週間の期間以外の日（㈯･㈰･祝日を除く）においても、午前８時３０分から午後５時１５分まで、相談に応じていますので、ご利用ください。

◉期　間　平成２７年９月７日㈪から９月１３日㈰までの７日間

◉時　間　午前８時３０分から午後５時１５分まで

（ただし、９月１２日㈯・１３日㈰は午前１０時から午後５時まで）

電話番号　０５７０－００３－１１０

問福島地方法務局人権擁護課 ☎ 024（534）1994

熊 出没注意

熊の目撃情報や被害が相次いでいます。熊の足跡や姿、熊等によるものと思われる農作物等の被害を発見した際は、役場産業建設課までお知らせください。また、山に入る際には早朝、夕方を避け鈴やラジオなど音の出る物を身につけるなど、十分に警戒してください。

問役場 産業建設課 ☎（48）5566